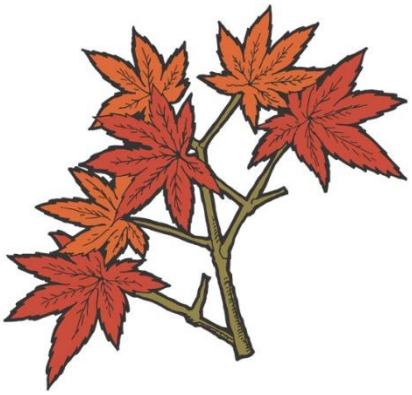

毎月5日発行
Monthly
情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ　税理士法人　のぞみ
TEL0263-34-4488
FAX0263-34-0054

第 164 号

令和３年度の最低賃金の改定と賃金引上げに向けた支援策

◆過去最大の全国一律 28 円引上げ

10 月１日から、地域別最低賃金額（時給）が改定、順次適用されます。

今年度の最低賃金は、全国加重平均が昨年より 28 円増え、長野県の最低賃金は 877 円（時給）となり、過去最大の引上げ幅となりました。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

・臨時に支払われる賃金
・１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
・所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）
・所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）
・午後１０時から午前５時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

◆全国の最低賃金の状況は？

地域別の最低賃金額では、最高額は東京都の 1,041 円、最低額は高知県と沖縄県の 820 円で、その金額差は 221 円と、昨年と変わりませんでした。しかし、目安額の 28 円に４円上積みし 32 円引き上げた島根県（824 円）のほか、６県が目安額以上を上積みしたため、割合でみると地域間の賃金格差は縮まったことになります。また、今年度初めて、全国で 800 円を超えました。

◆最低賃金引上げに向けた支援策

厚生労働省は経済産業省と連携し、コロナ禍における最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業や小規模事業者に対し、以下の賃金引上げに向けた生産性向上等の支援を実施しています。

○雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和３年 10 月から 12 月までの３か月間の休業については、休業規模要件（１／40 以上）を問わず支給

○業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、その設備投資などにかかった経費の一部を助成

○働き方改革推進支援助成金

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成